

学長の任期、再任の可否について

<学長の任期>

6 年（法人化後第 1 期は 5 年）

<学長の再任とその上限>

再任不可

<理由（経緯）>

学長の任期・再任の扱いについては、法人化される際に議論され、「国立大学法人三重大学学長の任期に関する規程」に定めています。

国立大学法人の中期目標・中期計画が 6 年であることを踏まえ、従来の「4 年・再任可・最長 6 年」から法人化後は「6 年・再任不可」に改正しています。これは学長が安定的にリーダーシップを発揮し、長期的な視点で法人運営を行うことを目的とするためです。

一方で、国立大学法人が急速な社会変化に対応するためには、継続的な経営・運営体制は必須ではないとの理由から、「任期 6 年、再任はなし」としています。

なお、法人化後第 1 期の 5 年任期に関しては、次期学長が次の 6 年間の中期計画のビジョンや計画を策定するには 1 年は必要と判断し、あえて 1 年ずらして、任期を設定しています。

<関連規則>

国立大学法人三重大学学長の任期に関する規程（抜粋）

（任期）

第 2 条 学長の任期は、6 年とし、再任できない。ただし、辞任等が生じた場合の後任者の任期は、前任者の残任期間とする

附 則

2 この規程の施行後最初に任命される学長の任期は、過去の経緯に鑑み第 2 条第 1 項の規定にかかわらず、平成 21 年 3 月 31 日までとする。